

冬は水道管の凍結に 注意してください

問い合わせ 建設課簡易水道室 ☎78-3100（内250）

「保温」が一番です。凍結する前に、水道管に保温効果がある保温チューブや布などを蛇口の口まで巻いて、その上からビニールなどを巻いて防寒してください。メーターを

凍りやすい水道管に 防寒着

屋外に露出している給水管は外気の影響を受け、凍りやすくなります。特に、風当たりが強かったり、建物の日陰に設置している水道管はさらに気温が下がり、大変凍りやすい環境にあります。

水道管の凍結を防ぐには「保温」が一番です。凍結する前に、水道管に保温効果がある保温チューブや布などを蛇口の口まで巻いて、その上からビニールなどを巻いて防寒してください。メーターを

寒さは水道管の大敵 早めの寒さ対策を

水道管が凍ってしまったときは、自然に溶けるのを待つか、凍ってしまった部分にタオルなどをかぶせてぬるま湯をゆっくりとかけてください。早く溶かしたいからといって、急に熱いお湯をかけると、管や蛇口が破裂したり、給水栓を傷めることがありますのでご注意ください。

凍った水道管には 熱湯厳禁



もし破裂したら、水道管のバルブをしっかりと閉めましょう

また、凍結で蛇口を開けても水が出ない場合は、蛇口を開けたままにすることがありますが、水が出なくても蛇口は必ず閉めるようにしてください。

水道管が破裂したら 応急処置を

水道管や水道メーター（メーターガラス）が破裂してしまったときは、できる範囲でメーターボックス内のバルブを閉めて水を止めてください。そのとき、破損した箇所を布やテープなどでふさいで、なるべく水が漏れないようにしてから修繕を依頼してください。

水道管修理依頼先（津奈木・水俣・芦北管内）

津奈木	水俣	芦北
(有)諫山産業 (78-4311)	(株)クキタ (63-1155)	(株) AT 総合設備 (82-4310)
(株)大富建設 (78-2216)	(有)村上電気水道設備 (63-2272)	坂口設備 (86-1232)
(有)坂口建設 (78-2059)	(株) 田中設備 (63-7383)	(株)新星 (82-4788)
(有)五代産業 (78-5033)	(有)開田建設 (63-3346)	(有)福嶋電設 (82-4849)
(有)新立産業 (78-2388)	藤井設備 (68-0027)	(有)松本電気工業 (86-1810)
	立尾電設(株) (63-4336)	
	(有)三友設備 (63-0760)	

建築条件付き宅地分譲

さくら団地 好評分譲中

現在、役場裏の住宅団地「さくら団地」が分譲中です。

申し込みは随時受け付けていますので、詳しくは下記担当までお問い合わせください。

販売
価格

販売区画

35 区画

442.4万円 ~ 889.7万円

■区画番号 43
270.86 平方メートル (81.93 坪)

■区画番号 4
342.00 平方メートル (103.45 坪)

建てる

さくら団地分譲に関する
補助制度の充実
町全域で光回線利用可

育てる

出生祝い金
高校生まで医療費無料
各種子育て支援の充実

通う

八代・芦北・水俣・出水も
通勤・通学圏内
新幹線も近くて便利

暮らす

買い物や医療機関などの
生活基盤が充実
自然環境の豊かな風景

各種補助金の内容

1. 分譲地定住促進事業補助金

新築か外構工事を町内業者が施工した場合、工事費の 50%（上限 70 万円）

2. 子育て支援助成金

転入者か転居者の購入世帯で中学生以下1人あたり分譲価格に対し5%

3. 複数区画購入助成金

複数区画購入する場合、販売価格の合計に対し10%

4. 合併処理浄化槽設置費補助金

5人槽 39 万円
7人槽 56 万 2 千円
10 人槽（2世帯住宅）81 万 8 千円

令和2年7月豪雨で住居が「半壊」以上の判定を受けた人へ

令和2年7月豪雨で住居に大きな被害を受けた被災者を対象に、さくら団地分譲地を 50%割引で販売しています。



- 物件概要**
- ▶場所 熊本県葦北郡津奈木町大字小津奈木字男島地内
 - ▶交通 肥薩おれんじ鉄道「津奈木」駅から車で約3分
九州新幹線「新水俣」駅から車で約5分
南九州西回り自動車道津奈木 IC から車で約6分
 - ▶区域 都市計画区域外
 - ▶分譲面積 239.62 ~ 342 平方メートル
 - ▶販売価格 442.4 ~ 889.7 万円
 - ▶上水道 津奈木町簡易水道
 - ▶下水道 合併処理浄化槽（補助金制度あり）
 - ▶道路 5~7メートルアスファルト舗装

分譲地の主な条件

- 1. 宅地の所有権移転の制限**
売買契約を結んだ 10 年間は、売買などによる所有権の移転や使用賃借権の設定をしないこと。
- 2. 住宅建築の制限**
売買契約を結んだ後、原則 5 年以内に住宅建築を終わらせること。
- 3. 高さの制限**
建築物の高さは現況高から 10 メートル以下で 2 階以下。
- 4. 囲障施設の制限**
公共施設に面する境界はブロック積など美観に配慮したものを設置。
- 5. 垣根などの囲いの制限**
敷地境界線の囲いは生垣とすること。ただし高さ 1.2 メートル以下の構造上安全でかつ美観に配慮したものをさまたげない。

【問い合わせ】津奈木町役場総務課財政班

〒869-5692 熊本県葦北郡津奈木町大字小津奈木 2123 番地

☎0966-78-3111